## ○仙台市職員共済組合保健事業に関する規程

平成24年3月30日仙台市職員共済組合規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、仙台市職員共済組合定款(昭和37年仙台市職員共済組合公告第1号)第34条第1号の規定に基づき、仙台市職員共済組合が行う福祉事業のうち、組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)の健康教育、健康診査その他健康の保持増進のための必要な事業(以下「保健事業」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の種類)

- 第2条 保健事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 健康教育
  - (2) 健康診査
  - (3) 健康増進事業
  - (4) 委託保養所等利用助成事業
  - (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条の2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導

(健康診査)

第3条 健康診査は、申込日(申込を要さないものは受診券の配付日)及び受診日に組合員である者を対象に行うものとし、健康診査の種類並びに種類ごとの受診資格及び自己負担金については、別表のとおりとする。

(健康増進事業)

- 第4条 健康増進事業の内容については、別に定める。
- 第5条 保健事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 子宮がん検診の受診資格については、別表(第3条関係)の規定にかかわらず、平成23年4月1日において現に組合員であって、過去に3年連続して子宮がん検診を受診したことのない20歳以上の者については、平成24年度及び平成25年度に限り受診資格がある者とみなす。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 人間ドックの受診資格については、別表(第3条関係)の規定にかかわらず、40歳の組合員並びに前年度35歳及び40歳で未受診の組合員については、令和3年度に限り受診資格がある者とみなす。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 子宮がん検診の受診資格については、別表(第3条関係)の規定にかかわらず、21歳以上奇数年齢で前年度子宮がん検診未受診の女性組合員については、令和4年度に限り受診資格がある者とみなす。
- 3 乳がん検診の受診資格については、別表(第3条関係)の規定にかかわらず、31歳以上奇数年齢で前年度乳がん検診未受診の女性組合員については、令和4年度に限り受診資格がある者とみなす。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

| 種類        | 受診資格                    | 自己負担金       |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 胃がん検診     | 組合員(任意継続組合員を除く。以下同じ。)   | 全額共済組合負担    |
| 子宮がん検診    | 20 歳以上偶数年齢の女性組合員        | 全額共済組合負担    |
| 乳がん検診     | 30 歳以上偶数年齢の女性組合員        | 全額共済組合負担    |
| 大腸がん検診    | 40 歳以上の組合員              | 全額共済組合負担    |
| 人間ドック     | 1 35 歳及び39 歳以上3歳間隔の組合員  | 組合員:4,000円  |
| (日帰り)     | で、年度末まで組合員であることが見込ま     | 被扶養者:8,000円 |
|           | れる者                     |             |
|           | 2 45歳、50歳及び55歳の被扶養者(任   |             |
|           | 意継続組合員被扶養者を除く。以下同じ。)    |             |
|           | で、年度末まで組合員であることが見込ま     |             |
|           | れる者の被扶養者                |             |
| 脳の健康診断    | 40 歳以上 5 歳間隔の節目組合員または前年 | 組合員:5,000円  |
|           | 度節目未受診の組合員で、年度末まで組合員    |             |
|           | であることが見込まれる者            |             |
| 歯 科 検 診   | 35歳、45歳、55歳及び60歳の組合員    | 組合員:500円    |
| 若年層被扶養者健診 | 35 歳以上 40 歳未満の被扶養者      | 全額共済組合負担    |